（調査資料）

特別支援教育を推進する教員研修実施状況及び研修ニーズ等に関する調査報告

－独立行政法人国立特殊教育総合研究所における研修事業改善に向けて－

徳永　亜希雄*・渡邉　正裕*・松村　勘由*・太田　容次*
中村　均*・戸澤　和夫**・齊藤　光男**

（*教育研修情報部）（**研修情報課）

要旨：本稿では，独立行政法人国立特殊教育総合研究所（以下，本研究所）における研修事業改善を目的に都道府県教育委員会等を対象に実施した，研修実施状況及び研修ニーズ等に関する調査結果を報告した。また，その結果を踏まえ，特別支援教育を推進するための今後の教員研修について考察を加えた。

調査の結果，各都道府県等における教員研修実施状況や本研究所での各研修コースへの派遣状況及び優先度，そして研修事業全体についてのニーズ等が明らかになった。これらの結果を踏まえ，特別支援教育に関するナショナルセンターとしての役割が期待される本研究所としては，常に各都道府県等の動向，ニーズ等を把握しながら，本研究所研修事業として行うべき研修のプログラム内容や期間，実施時期等の改善を行い，特別支援教育の推進に寄与していくことが重要であることが示唆された。

見出し語：教員研修，特別支援教育，特殊教育，調査研究，研修企画，国立特殊教育総合研究所

Ⅰ．はじめに

１．特別支援教育を推進する研修と国立特殊教育総合研究所に期待される役割

中央教育審議会（2005）は，「今後の特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」1）の第５章「教員免許制度の見直しについて」の「１．基本的な考え方」の中で，特別支援教育を担当する教員は，特別支援学校（仮称）の対象となる５種類の障害種別（盲・聾・知的障害・肢体不自由・病弱）以外の，言語障害，情緒障害に加えて，ＬＤ・ＡＤＨＤ・高機能自閉症等を含めた様々な障害に関する幅広く基礎的な知識を有していることが期待されるとし，そのため，今後，特別支援教育を担当する教員について，免許状で担保すべき資質能力としては，①特別支援教育全般に関する基礎的な知識　②障害のある幼児児童生徒の心理，生理及び病理に関する一般的な知識・理解　③障害のある幼児児童生徒の教育課程及び指導法に関する深い知識・理解及び実践的指導力（重複障害児の指導に関する知識・理解を含む）　④小・中学校等の支援のために必要なＬＤ・ＡＤＨＤ・高機能自閉症等に関する知識・理解及び実践的指導力を示している。

また，同答申では，第６章「関連する諸課題について」の「６．国の役割について」の項の中で，これらに対応した研究・研修について，本研究所に期待される役割として，次のような指摘をしている。

「特別支援教育を取り巻く状況の変化等を踏まえ，政策的ニーズの高い課題や教育現場等の喫緊の課題に対応した専門的な研究・研修を一層充実していくことが，国の重要な責務である。本研究所においては，これまで以上に，教育現場のニーズに応じて教員の実践的な指導力を向上させるための戦略的かつ

機動的な研究活動や研修事業等の展開を図り，特別支援教育のナショナルセンターとしての役割を十全に果たすことが強く期待される。」

さらに，同答申では，第５章「教員免許制度の見直しについて」の「４．その他の課題」の項の中で，各都道府県教育委員会に求められること及び本研究所との関係として，次のような指摘をしている。

「特別支援教育に関係する教職員の採用，配置，研修の改善に関し，都道府県教育委員会等においては，採用，配置，研修等を通じて特別支援教育関係教員の専門性の一層の向上に努めることが必要である。今後，少なくとも特別支援学校（仮称）の教員を採用するに当たっては，特別支援学校教諭免許状（仮称）の保有を前提とするとともに，採用後の特別支援学校（仮称）の担当教員に対する現職研修の充実に努めることが重要であり，都道府県教育委員会等において研修等を担当する指導主事等に，専門性の高い者を配置するなど，教育委員会等における特別支援教育担当職員の充実が求められる。その際，本研究所において実施されている各都道府県における指導的立場に立つ者を対象とした研修も活用することが望まれる。」

また，各都道府県教育委員会等においても，教育公務員特例法[4]により，「教育公務員は絶えず研究と修養に努めること」とされ，任命権者は研修の実施ついての努力義務が課されており，特別支援教育を推進していくための様々な研修が実施されている。

一方，平成18年６月の学校教育法の一部改正に係る質疑においては，国会の審議における衆議院文部科学委員会の附帯決議[3]として，「５　教職員の意識の高揚，資質の向上及び特別支援教育への理解を深めるよう教職員研修の充実に努めること。教員免許状については，特別支援学校の教員免許状の在り方の検討，及び他の各種教員免許状における特別支援教育の扱いについての研究を更に進めること。」とされ，教職員の研修の重要性が述べられている。

これらを踏まえ，本研究所においては，現在，以下のようなことを主な目的として研修事業を実施している。

①国の教育政策に基づく教育を実施するために，各地方公共団体で指導的な立場に立つ人材の養成を地方と分担して行うこと。

②国の政策課題，喫緊の課題についての研修を各地方公共団体の指導者を対象に行い，実施の推進を図ること。

③地方公共団体で行うことの出来ない研修についての実施を通して支援すること

また，平成18年度から本研究所の第２期中期計画[2]においては，各都道府県等における特殊教育政策や教育研究及び教育実践等の推進に寄与する指導者の養成のために，都道府県等の特殊教育政策等の推進に寄与する専門性の向上を図る研究員制度（仮称）の導入や各障害種別に対応する指導者の専門性の向上を図るための研修の実施を計画し，研修事業の改善充実を図るための検討を継続的に実施している。

２．特別支援教育を推進するための研修に関する取り組みと実施状況等調査の意義

中央教育審議会の答申を受け，昨今では，都道府県や国だけでなく，様々な関連団体等においても，特別支援教育を推進するための研修について多角的な検討がなされている。ここでは，全国特殊学校長会，全国特殊学級設置校長協会，全国連合小学校長会，全国特殊教育センター協議会の動き等について触れておきたい。

全国の盲学校・聾学校・養護学校の校長による組織である全国特殊学校長会は，平成16年度，平成17年度に，それぞれ，課題となっている事柄について調査したことをまとめ「研究集録」として発行している[7][8]。研修に関して，研究集録の中では，学校種別毎・テーマ毎の部会において，主に各校の専門性の向上・確保・維持等を目的とした研修の必要性が報告されている。

全国の特殊学級設置校の校長による組織である全国特殊学級設置校長協会が，平成17年度に発行した「特殊学級経営研究」（研究紀要）[6]では，研修に関する記述は見られない。

全国の小学校の校長による組織である全国連合小学校長会が，平成17年度に発行した研究紀要[5]の中では，同会の特別支援教育委員会が，平成17年度

に実施した「特別支援教育を担当する教員の資質・能力の向上の施策について調査」のまとめの中で，自治体における専門研修の充実の必要性について述べられている。

全国の特殊教育センターで組織されている全国特殊教育センター協議会では，毎年，大会開催に合わせて，各特殊教育センター等における事業の事情聴取を行い冊子[9]としてまとめており，その中で研修に関する事項が取り上げられている。近々の大会では，受講者のニーズと今日的な課題に対応した研修の工夫や課題を中心に取り組みの実情を調査している。

以上の点を踏まえ，特殊教育及び特別支援教育に関する我が国唯一のナショナルセンターとしての本研究所では，今後の研修事業を検討するための資料を得ることを目的として，都道府県政令指定都市教育委員会を対象とした教員研修実施状況及び研修ニーズ等に関する調査を実施した。

本稿では，その調査結果を踏まえ，今後の特別支援教育を推進する教員研修のあり方について，本研究所が行うべき研修事業について焦点を当てながら報告したい。

Ⅱ．目的

本稿は，特別支援教育を推進するための今後の教員研修のあり方について，特に都道府教育委員会等の関係を踏まえた，本研究所が行うべき研修事業の役割に焦点を当てながら考察することを目的とする。

Ⅲ．調査の概要

(1)　名称

「特別支援教育関係教職員の研修状況等に関する調査」

(2)　調査目的

今後の本研究所における研修の企画立案の参考とするため，各都道府県・政令指定都市及び大学附属等盲・聾・養護学校で行っている特別支援教育関係教職員に係る研修基礎データ，本研究所の研修事業に対する希望等について情報を収集すること。

(3)　調査対象

都道府県政令指定都市教育委員会及び大学附属盲・聾・養護学校

但し，本論では，その趣旨を踏まえ，大学附属盲・聾・養護学校を対象から除外した。

(4)　調査基準日，調査期間等

調査基準日　　平成18年４月１日
調査用紙発送日　平成18年５月18日
提出期限日　　平成18年６月５日（但し，提出期限を過ぎた回答についても，有効回答として処理した。）

(5)　方法

質問紙及び回答票を郵送すると共に同時に，電子化した回答票ファイルを本研究所webページにアップロードし，郵送及びFAX又はe-mailで調査票を回収した。

(6)　調査内容

詳細項目の概要は以下の通りである。（別添の調査票を参照）

①都道府県政令指定都市教育委員会特別支援教育担当課長を対象とした調査

ア）調査１

「特別支援関係教職員に係る研修の実施状況等に関する調査」

この調査は，教育委員会及び教育センター等が主催する特別支援教育に係る研修，経年研修等で特別支援教育に関する内容を扱う研修の実施状況及び他機関の主催する特別支援教育に係る研修への派遣状況について尋ねたものである。

イ）調査２

「国立特殊教育総合研究所の主催する研修事業に関する調査」

この調査は，本研究所が主催している研修事業について，各研修コースへの派遣に関する優先度や要

望，同じ趣旨の研修の実施状況と共に，今後の当研究所の研修計画等への意見等について尋ねたものである。

ウ）調査３

「教育委員会及び教育センター特別支援教育関係担当指導主事の本研究所研修受講歴」

この調査は，教育委員会及び教育センター特別支援教育関係担当指導主事の本研究所主催研修の受講歴について尋ねたものである。教育委員会の特殊教育を担当する指導主事等及び特殊教育センター等の特殊教育を担当する研究主事等のうち，長期研修修了者の数及び短期研修修了者の数をそれぞれ尋ねたものである。

②大学附属盲・聾・養護学校長を対象とした調査

①のイ）調査２「国立特殊教育総合研究所の主催する研修事業に関する調査」と同様の内容。

なお，上記の調査の内，「教育委員会及び教育センター特別支援教育関係担当指導主事の本研究所研修受講歴」及び「大学附属盲・聾・養護学校長を対象とした調査」については，本論の趣旨を踏まえ分析の対象から除外した。

(7)　調査結果の回収状況

①都道府県政令指定都市教育委員会特別支援教育担当課長を対象とした調査

97.8%（60/62）

②大学附属盲・聾・養護学校長を対象とした調査

91.1%（41/45）

Ⅳ．結果と考察

１．調査１「特別支援教育関係教職員に係る研修の実施状況に関する調査」について

特別支援教育関係教職員に係る研修の実施状況に関する調査では，各自治体毎に，①特別支援教育に関する主催研修（所管の教育センター主催の研修を含む）②主催する経年研修等で特別支援教育に関する内容を取り入れているもの（所管の教育センター主催の研修を含む）③特別支援教育に関する派遣研修について，それぞれ回答を求めた。それぞれの結果については以下のとおりである。

表１　研修講座数の状況

研修講座数	自治体数
１～４	4
５～９	19
10～14	16
15～19	10
20～24	4
25～29	2
30～34	2
35～39	0
40～44	0
45～49	1
50～	1

(1)　特別支援教育に関する主催研修及び特別支援教育に関する内容を取り入れている経年研修等の状況について

「特別支援教育に関する主催研修（所管の教育センター主催の研修を含む)」，「主催する経年研修等で特別支援教育に関する内容を取り入れているもの（所管の教育センター主催の研修を含む)」について，記述内容を整理した。

１）各自治体で実施している研修講座の実施数の状況について

各自治体が実施している研修講座の実施数を，表１のとおり整理した。

各自治体で実施している研修講座数の合計は，811である。

各自治体の講座数の合計は，５～９が最も多く，最も少ない自治体の講座数は２，最も多い自治体は50となっていて，平均は，13.9であった。

※回答された記述内容を整理し，経年研修等については，対象を盲・聾・養護学校の教員に限定しているものと思われるもののみを算入した。同じ研修題目で複数日にわたり連続して行っている研修講座の中で，日毎に，対象者が異なると思われる研修講座については，分割して数えた。同じ内容の研修講座を複数の会場で実施しているものは，そのまとまり毎に数えた。

２）各自治体で実施している研修講座実施日数の状況について

表２　研修講座の日数の状況

日数	講座数
～１日	321
２日	174
３日	104
４日	33
５日	41
６日～10日	28
11日～15日	4
16日～	4

各自治体で実施している研修講座毎の実施日数の状況について，表２のとおり，整理した。

１～３日間で行う研修講座が，８割を超える。６日以上の研修講座は特別支援教育コーディネーター養成のための研修講座として設定されるものが多い。

最も多い日数は３か月としている研修講座で，担当者の養成講座となっている。

※回答された記述内容を整理し，初任者研修，経年研修，及び未記入・不明のものを除外した。１か月を超える長期にわたる研修を除外した。同じ内容の研修講座を複数の会場で実施しているものは，そのまとまり毎に数えた。

３）各自治体で実施している研修講座の課題内容について

研修講座の課題内容毎に，実施している自治体の数を表３のように整理した。

調査の結果については，以下のような傾向があった。

①学校種やこれまでの障害種に対応した研修課題を取り上げる自治体は，他の課題と比較し，相対的に少ないと思われる。

②特殊学級や通級による指導を対象とした研修講座を実施する自治体は比較的多い。

③特別支援教育，自閉症，その他の喫緊の教育課題を取り上げて研修講座を実施する自治体が多い。

④心理検査，教育技法を取り上げて研修講座を実施する自治体が多い。

研修課題を網羅的に取り上げて実施するのではなく，初任者を対象とした研修講座，特殊学級・通級による指導の担当者を対象とした研修講座，特別支援教育など喫緊の教育課題を取り上げた研修講座を実施するなどの研修の重点化が図られている。

(2)　特別支援教育に関する派遣研修の実施状況について

特別支援教育に関する派遣研修については，本研究所の研修への派遣を除いて，大学・大学院等への３か月以上の長期にわたる派遣研修について集計した。

調査結果では，23都道府県３政令指定都市で１年間または２年間の大学院等への派遣を行っていた。対象者数は全体で152名であり，派遣した自治体では，１自治体当たりの平均人数は５．８人であった。また，３か月または６か月の単位での大学等への派遣は，４自治体で，29名が対象として行われていた。

本研究所においては，特殊教育指導者養成研修として長期研修を行い，指導者としての資質の向上を図るとともに，研修における講義を専修免許状取得に必要な単位を修得できる免許法認定講習（15単位分）として実施しており，平成18年度の受講者数は16名であった。

今回の調査結果では，約半数の都道府県で大学院等への派遣を行っており，その対象者数が本研究所長期研修の受講者数のおおよそ10倍という結果となった。各地方公共団体における内地留学制度や大学院修学休業制度の取組の直接のねらいは，主として，教員個人の資質向上であり，本研究所の長期研修は指導者養成という違いがあり，単純に数の上のみでの比較は適切ではないが，国と地方の役割分担の観点から，今後，本研究所で行う「研究研修員制度」においては，各都道府県・大学等では実施が困難な内容の研修制度を構築していくことが必要であると考えられる。

(3)　調査１に関する総括

各自治体で実施している教員研修の実施課題数について，いくつかの自治体が多数の教育課題に対応した研修講座を開設しているが，多くの自治体が10前後の研修講座の開設となっている。（別添資料

表３　研修講座の課題内容毎の実施自治体数

研修講座の課題	実施自治体数とその割合	
盲・聾・養護学校での教育を課題とした研修講座		
盲学校での教育を課題とした研修講座	1　(1.7%)	16 27.5%
聾学校での教育を課題とした研修講座	1　(1.7%)	
養護学校での教育を課題とした研修講座	1　(1.7%)	
盲・聾・養護学校の新任担当者を対象とした研修講座	11 (18.9%)	
盲・聾・養護学校の養護教諭・看護師等を対象とした研修講座	3　(５%)	
その他盲・聾・養護学校全体の校種を対象とした内容の研修講座	7 (12.0%)	
特殊学級，進級による指導（以下，「進級指導」）を課題とした研修講座		
難聴・言語障害学級・通級指導での教育を課題とした研修講座	4　(6.8%)	40 68.9%
知的障害特殊学級での教育を課題とした研修講座	2　(3.4%)	
情緒障害学級・進級指導での教育を課題とした研修講座	1　(1.7%)	
その他の障害種の特殊学級・進級指導での教育を課題とした研修講座	0　(0%)	
特殊学級・通級指導の新任担当者を対象とした研修講座	29 (50.1%)	
その他特殊学級・通級指導全体の校種を対象とした内容の研修講座	21　(36%)	
障害を課題とした研修講座		
視覚障害教育を課題とした研修講座	10 (17.2%)	29 50%
聴覚障害教育を課題とした研修講座	10 (17.2%)	
知的障害教育を課題とした研修講座	8 (13.7%)	
肢体不自由教育を課題とした研修講座	0　(０%)	
病弱教育を課題とした研修講座	10 (17.2%)	
視覚障害教育を課題とした研修講座	5　(8.6%)	
言語障害教育を課題とした研修講座	6 (10.3%)	
情緒障害教育を課題とした研修講座	1　(1.7%)	
その他障害種の教育を課題とした研修講座	17 (29.3%)	
教育課題を取り上げた研修講座		
自閉症を課題とした研修講座	21 (36.2%)	41 70.6%
重複障害教育を課題とした研修講座	13 (22.4%)	
早期教育・幼児の教育を課題とした研修講座	11 (18.9%)	
医療ケアを教育を課題とした研修講座	7 (12.0%)	
交流及び共同学習を課題とした研修講座	1　(1.7%)	
ICT（情報手段活用）を課題とした研修講座	5　(8.6%)	
その他教育課題を取り上げた研修講座	19 (32.7%)	
特別支援教育推進の課題を取り上げた研修講座		
軽度発達障害を課題とした研修講座	46 (79.3%)	55 94.8%
個別の教育支援計画を課題とした研修講座	5　(8.6%)	
特別支援教育コーディネーターを課題とした研修講座	48 (82.7%)	
盲・聾・養護学校のセンター的機能を課題とした研修講座	5　(8.6%)	
その他の特別支援教育に関する事項を課題とした研修講座	28 (48.2%)	
教育技法・教材開発等を課題とした研修講座		
心理検査を課題として取り上げた研修講座	31 (53.4%)	55 94.8%
教育技法を課題として取り上げた研修講座	9 (15.5%)	
自立活動及び個別指導計画を課題として取り上げた研修講座	14 (24.1%)	
教材開発を課題として取り上げた研修講座	6 (10.3%)	
教育相談・就学指導・進路指導を課題とした研修講座		
就学指導・就学相談等を課題として取り上げた研修講座	6 (10.3%)	21 36.2%
進路指導・就職指導等を課題として取り上げた研修講座	5　(8.6%)	
その他教育相談に関する事項を課題として取り上げた研修講座	13 (22.4%)	
学校経営，教育課題を課題とした研修講座		
管理職を対象とした課題を取り上げた研修講座	12 (20.6%)	22 36.2%
学校経営等を課題として取り上げた研修講座	6 (10.3%)	
教務・教育課程等を課題として取り上げた研修講座	7 (12.0%)	
その他		
訪問教育に関する課題を取り上げた研修講座	11 (18.9%)	17 29.3%
寄宿舎指導員を対象とした研修講座	12 (20.6%)	

参照）また，研修講座の多くが，政策的な教育課題，喫緊の教育課題に対応して設定され，その研修期間も１～３日程度である。これらの研修講座は，本研究所で実施している研修事業のうち，各種講習会・研修等（長期研修・短期研修以外の研修）に対応するもので，各自治体で実施するものと，本研究所で実施するものとの役割の違い，或いは相互の関連付けを明確にする必要があるだろう。

障害種別，学校種別毎に課題を設定した研修講座の開設数は，新任担当者を対象としたものを除くと，相対的に少ない状況である。これらの研修講座は，内容面では，本研究所で実施している短期研修が対応している。国と地方の役割の区分を考えると，各自治体では実施できない（あるいは，実施していない）研修として，本研究所が実施することが求められるだろう。

障害別の研修は，各学校種毎の研究団体があり，また，各学校で，校内研修や教育研究団体が行う研修会等でも行われている。したがって，その中核となるリーダー的な教員の育成が求められることになる。

研究所で実施する短期研修（障害種別毎の専門研修）は，これらのことを踏まえて，実施目的の差異を明確にしながら精選する必要があるだろう。

本研究所で実施している長期研修（特殊教育指導者養成研修）に対応する長期派遣研修については，本研究所への派遣の他，筑波大学等の１年間の大学派遣，２年間の大学院派遣等があり，その期間や派遣趣旨を踏まえると，その役割の違いをより明確にする必要があると思われる。

２．調査２「国立特殊教育総合研究所の主催する研修事業に関する調査」について

現在，本研究所が主催する研修事業として，合計15の研修コースを設定し，平成18年度については，そのうちの13コースを実施し，２コースを休止している。各コースの詳細は，調査時に各コースの説明用資料として添付した資料２を参照されたい。

調査２では，本研究所における各コースについての以下のような内容について尋ねると共に，自由記述として意見を求めた。

①過去５年間で派遣したことがあるか否かどうか
②派遣しなかった場合の理由　１－予算確保が難しいから，２－同種の研修を実施しているから，３－研修の趣旨が貴教育委員会のニーズに応えるものではないから，４－その他 （複数回答可）
③貴教育委員会で同種の研修を行っているかどうか

また，短期研修については，短期研修コース全体としての実施期間及び希望する研修内容について尋ねた。さらに，今後派遣する場合の当該教育委員会にとっての重要度について，各コースの優先順位を尋ねた。

一方，本研究所では，インターネットによる講義配信を実施しているが，今後，現在の短期研修を中心に，コースのカリキュラムの一部として，講義配信によって受講者の事前学習を行う計画を検討している。そのことを踏まえ，来所前の事前学習の設定可能時間及び講義配信に適したコンテンツの所要時間について尋ねた。

その他，本研究所の研修事業全般についての意見を求めた。なお，各設問内容等の詳細については，資料３に示した調査２の調査票を参照されたい。

結果について，以下のような順序で記述する。最初に，今後派遣する場合の優先順位についての結果に基づいて，本研究所の研修事業についての全体像を概観する。次に，各コースについての回答に基づいて，ぞれぞれのコース毎に考察を加える。さらに講義配信について考察した後，最後に自由記述の回答も引きながら，研修事業全般について考察したい。

（1） 本研究所研修事業への派遣に関する優先順位について

本研究所の行っている研修の重要性について，教育委員会にとって重要度の高いと思われる順について回答を求めた。各コースの名称については，現在休止中の２コースを除き，平成18年度実施の名称とした。

15コース全てが概観できるように図１に示した。なお，本来ならば縦軸の最大値を回収数に合わせて60とすべきところだが，紙幅の都合上，グラフの最

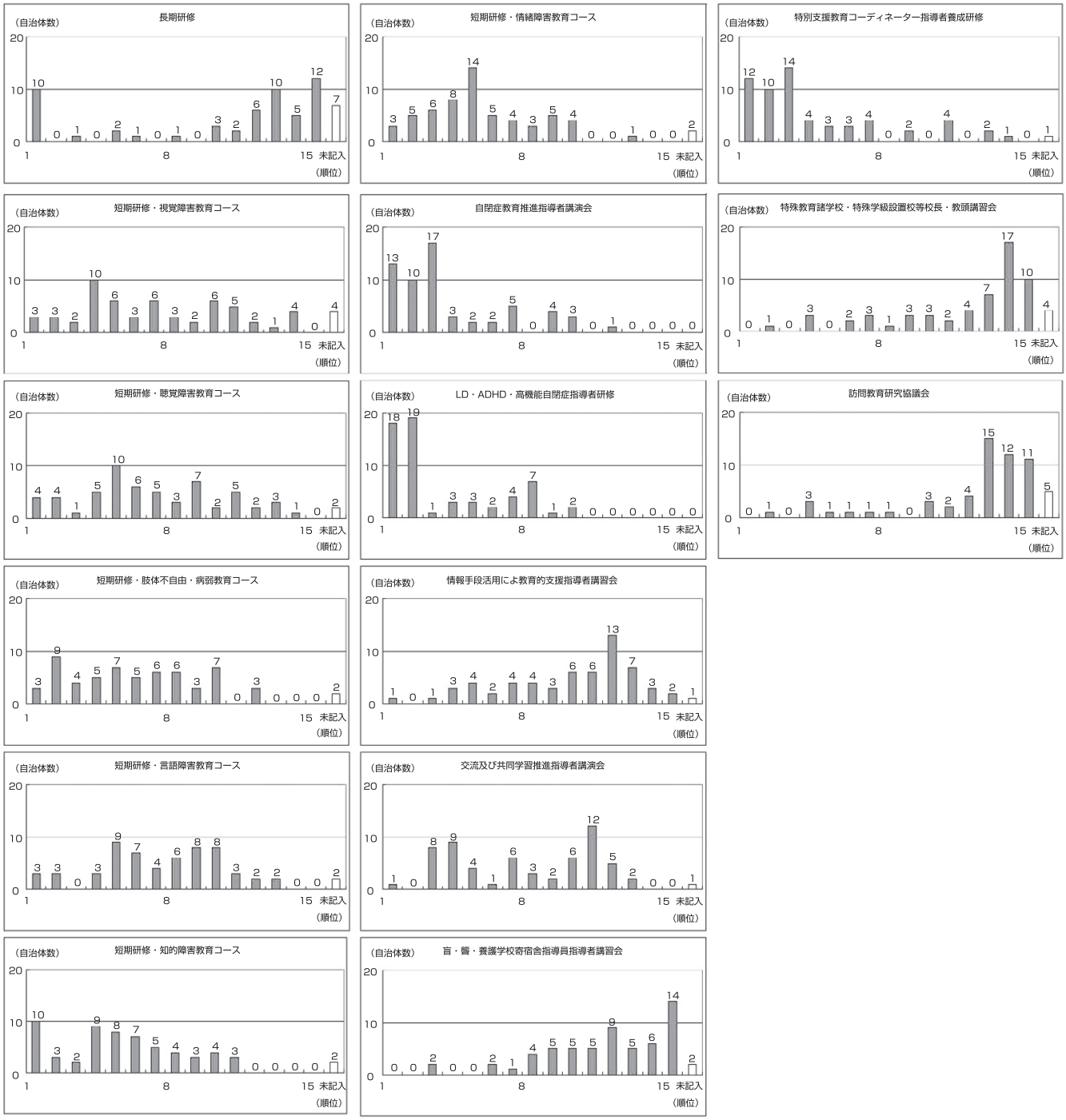

図１　各コースの優先順位

大値20として設定している。また，他のコースと同一の順位をつけた回答については，そのままの順位で扱い，空欄については，その数を別途計上した。

各コースについては後述するが，全体的に見ると，各教育委員会にとっての重要度として上位に順位がつく傾向にあったのは特別支援教育を推進する上でのキーワードともいえる，特別支援教育コーディネーターやLD・ADHD・高機能自閉症等を取り扱う研修や，養護学校等での課題の一つとされる自閉症教育に扱う研修であった。

(2)　各研修コース等に関する調査結果について

以下，派遣の有無，研修期間，研修の内容など各

表４　各コースの調査結果一覧

回答項目＼各研修・研修コース等（回答自治体数）		長期研修	短期研修						自閉症教育推進指導者	LD・ADHD・高機能自閉症指導者	情報手段活用による教育的支援指導者	交流及び共同学習推進指導者	盲・聾・養護学校寄宿舎指導員指導者	特別支援教育コーディネーター指導者	特殊教育諸学校・特殊学級設置校長等指導者	訪問教育指導者
			視覚障害教育	聴覚障害教育	知的障害教育	肢体不自由・病弱教育	言語障害教育	情緒障害教育								
過去の派遣歴	派遣している	26	37	35	49	40	32	46	38	52	34	49	45	54	50	38
	派遣していない	34	23	25	11	20	28	14	22	8	26	10	15	5	10	21
派遣しなかった理由	予算の確保	23	10	11	8	9	12	8	9	6	13	8	5	4	7	13
	同じ趣旨の研修を実施	7	3	7	2	4	3	2	2	2	7	1	0	0	1	0
	研修の趣旨の不一致	0	0	0	0	0	1	1	1	0	3	1	5	0	0	2
	その他	4	9	9	2	6	10	5	10	3	3	2	5	1	1	2
同じ趣旨の研修の有無	行っている	25	11	13	17	17	18	15	13	22	18	8	17	35	25	14
	行っていない	29	42	39	35	35	34	37	41	32	35	47	38	20	30	40

コース及び短期研修全体に共通する事項の結果と考察を述べたい。

各設問（各コースの派遣歴，派遣しなかった場合の理由，同種の研修の実施の有無）についての15コース全体像は表４の通りである。

１）長期研修

派遣歴がある自治体は26，ない自治体は34であり，15コースのなかで最も派遣数が少ないコースであった。派遣しなかった理由としては，予算確保の難しさ23件，同種研修の実施７件，研修趣旨の教育委員会ニーズとの不一致０件，その他４件だった。全体として予算面を理由に判断を検討しているという自治体が多かったが，その他の理由として，１名の長期研修員を派遣するよりも，複数の短期研修員を派遣したほうが，多くの者が参加可能となる，等の意見も複数あった。また，同種の研修を行っているかという問いに対しては，行っている自治体が24で，行っていない自治体29という結果になった。

一方，長期研修全体に対する意見としては，18年度から派遣を開始した自治体からは，学校現場が今必要とする専門的ニーズに対応できる人材養成に期待している，との声があった一方で，他の複数の自治体から，19年度以降の研究研修員制度（仮称）について，18年度で長期研修が廃止されるのは残念，19年度来年以降の派遣について見直しを考えている，研究研修員制度（仮称）についての詳細の情報提供が早めに欲しい，等の意見があった。

本研修コースへの優先順位については，１位としている自治体と下位のほうに捉えている自治体との大きく分かれており，未記入のところも最大の７件あったところが，他のコースと違って特徴的であった。

２）短期研修全体について

研修期間，研修内容など，各研修コースに共通の事項について尋ねた。

研修期間については，「適切である」との回答は55件，「長すぎる」は３件，「短すぎる」は１件だった。期間は適切と判断した自治体が多い結果になったが，研修全体に寄せられた意見の中に見られた「本県は30日未満の場合，補充教員を配置できない」等から判断すると，各自治体で出張者の補充をする代替教員を配置できる基準を下回らない期間が求められていると推察された。なお，19年度以降は，現行の短期研修については，専門領域研修として，来所期間は現行とほぼ同じとし，後述する事前学習としての講義配信をカリキュラムの一部に盛り込んで実施する方向で検討中である。

また，短期研修に研修内容に望むこととして，「専門的な知識・技能の向上」との回答が50件，「リーダーとしての素養の涵養」が42件，「国の政策

や最新の研究動向に関する知識」が46件，「研究者としての基礎的な素養」が７件という結果となった。また，その他の意見としては，研修終了後の実践により生かせる内容を望む意見や，現在行っている免許状取得のための認定講習の継続実施を望む意見等があった。

３）短期研修・視覚障害教育コース

派遣歴がある自治体は37，ない自治体は23だった。派遣しなかった理由としては，予算確保の難しさ10件，同種研修の実施３件，研修趣旨の教育委員会ニーズとの不一致０件，その他９件だった。派遣しなかったその他の理由としては，他機関の同種の研修への派遣の他，政令指定都市では，盲学校や弱視特殊学級がないことを上げているところがあった。

また，同種の研修を行っているかという問いに対しては，行っている自治体が11で，行っていない自治体42という結果になった。同種の研修の実施については，15コースの中で２番目に少なかった。一方，本研修全体に対する意見としては，研修成果が現場での実践につながっているという意見や，盲学校免許状の取得につながる意義を指摘する意見等があった。

本研修コースへの優先順位については，４位としている自治体が10件で最も多く，その他は，それぞれの順位に分散して回答されていた。

４）短期研修・聴覚障害教育コース

派遣歴がある自治体は35，ない自治体は25だった。派遣しなかった理由としては，予算確保の難しさ11件，同種研修の実施7件，研修趣旨の教育委員会ニーズとの不一致０件，その他９件だった。派遣しなかったその他の理由としては他機関の同種の研修への派遣の他，本研修コース該当者や希望者の不在，該当する難聴特殊学級の数が少ないために全体のバランスを考えると派遣しにくい等の意見があった。

また，同種の研修を行っているかという問いに対しては，行っている自治体が13で，行っていない自治体39という結果になった。一方，本研修全体に対する意見としては，聴覚障害に係る専門的研修の機会が少ないために，同コース受講者は，終了後の最新情報を伝達し，聴覚障害教育の先導的役割を担っている，聾学校免許状の取得につながる意義を指摘する意見等があった。

本研修コースへの優先順位については，５位としている自治体が10件で最も多く，その他は，視覚障害コースと同様まんべんなく順位がつけられている。

５）短期研修・知的障害教育コース

派遣歴がある自治体は49，ない自治体は11だった。派遣しなかった理由としては，予算確保の難しさ８件，同種研修の実施２件，研修趣旨の教育委員会ニーズとの不一致０件，その他２件だった。

また，同種の研修を行っているかという問いに対しては，行っている自治体が13で，行っていない自治体39という結果になった。一方，本研修全体に対する意見としては，知的障害養護学校の数が最も多く，このコースに対する期待度は高い，最新の情報収集と現場における実践力育成に非常に効果的な研修と捉えている，等があった。

本研修コースへの優先順位については，１位としている自治体が10件で最も多く，２，３位が少し減って，４位から11位にかけて少しずつ減りながらかたまっている。また，12位以降に捉えている自治体はない。

６）短期研修・肢体不自由・病弱教育コース

派遣歴がある自治体は40，ない自治体は20だった。派遣しなかった理由としては，予算確保の難しさ９件，同種研修の実施４件，研修趣旨の教育委員会ニーズとの不一致０件，その他６件だった。派遣しなかったその他の理由としては，研修該当者及び希望者の不在，障害種別や校種のバランスへの配慮等の意見があった。

また，同種の研修を行っているかという問いに対しては，行っている自治体が17で，行っていない自治体35という結果になった。一方，本研修全体に対する意見としては，肢体不自由教育は多岐にわたる専門性が必要であり，病弱教育は，精神疾患の児童生徒が増え，両障害ともに専門的な研修が必要である，新たな指導面の技術が学べて，指導力の幅が広がった，等の意見があった。

本研修コースへの優先順位については，２位としている自治体が９件で最も多く，その他は，１位から12位までの間にまんべんなく順位がつけられている。

７）短期研修・言語障害教育コース

派遣歴がある自治体は32，ない自治体は28だった。派遣しなかった理由としては，予算確保の難しさ12件，同種研修の実施３件，研修趣旨の教育委員会ニーズとの不一致１件，その他10件だった。派遣しなかったその他の理由としては，当該教育委員会が盲・聾・養護学校の教員を参加の対象にしてきたことや，研修該当者・希望者の不在，言語障害に特定した指導者養成の優先性が低い等の意見の他，言語障害教育課程卒業生が「ことばの教室」担当者として，一定の専門性を備えた者がリーダーとなっている，等の意見があった。

また，同種の研修を行っているかという問いに対しては，行っている自治体が18で，行っていない自治体34という結果になった。一方，本研修全体に対する意見としては，当該教育の担当教員の研修の場が非常に少ないために貴重な研修の機会である等の意見や，教育センターや近隣の大学で同様の研修を実施している，従来よりも短期間での研修であれば派遣しやすい，等の意見もあった。

本研修コースへの優先順位については，５位としている自治体が９件で最も多く，その他は，５位から10位までに少しかたまってはいるが，概ねまんべんなく順位がつけられている。

８）短期研修・情緒障害教育コース

派遣歴がある自治体は46，ない自治体は14だった。派遣しなかった理由としては，予算確保の難しさ８件，同種研修の実施２件，研修趣旨の教育委員会ニーズとの不一致１件，その他５件だった。派遣しなかったその他の理由としては，希望者の不在があった。

また，同種の研修を行っているかという問いに対しては，行っている自治体が18で，行っていない自治体34という結果になった。一方，本研修全体に対する意見としては，特に，特殊学級の先生には意義が大きい，新たな指導技術を学び，実践指導に役立っている，等の意見の他，必要度は高いが軽度発達障害や自閉症に関する研修が優先してしまう，等の意見もあった。

本研修コースへの優先順位については，５位としている自治体が14件で最も多く，５位を頂点としてその前後に順位がつけられている。

９）自閉症教育推進指導者講習会

派遣歴がある自治体は38，ない自治体は22だった。派遣しなかった理由としては，予算確保の難しさ９件，同種研修の実施２件，研修趣旨の教育委員会ニーズとの不一致１件，その他10件だった。派遣しなかったその他の理由としては，受講資格を満たす受講者がいなかった，受講資格の要件を満たしていないとの理由で受講が認められなかった，自閉症に限定した指導者養成が困難等の意見があった。

また，同種の研修を行っているかという問いに対しては，行っている自治体が13で，行っていない自治体41という結果になった。一方，本研修全体に対する意見としては，自閉症教育はまさに喫緊の課題であり，本研修の一層の充実を望む，講義だけでなく，授業実践などがあり，主体的に参加でき，充実した研修を受けることができた，等の意見の他，受講資格や人数の緩和を希望する意見も多く見られた。

本研修コースへの優先順位については，ほとんどが１～３位に集中して順位がつけられているが，一方で，受講資格をやや厳しく設定しているために受講しにくく，上記のような受講資格緩和を求める意見が出たものと推察される。

10）ＬＤ・ＡＤＨＤ・高機能自閉症指導者研修

派遣歴がある自治体は52，ない自治体は８だった。派遣しなかった理由としては，予算確保の難しさ６件，同種研修の実施２件，研修趣旨の教育委員会ニーズとの不一致０件，その他３件だった。派遣しなかったその他の理由としては，ＬＤ･ＡＤＨＤ･高機能自閉症に限定した指導者養成が困難等の意見があった。

また，同種の研修を行っているかという問いに対しては，行っている自治体が22で，行っていない自治体32という結果になった。一方，本研修全体に対する意見としては，本研修の必要性は一層高まるものと考えられる，これからの特別支援教育において

重要な研修であり，今後も継続をお願いしたい，等の肯定的な意見の他，それと付随して受講者枠を拡げて欲しい旨の意見があった。また，18年度から夏季休業中ではない時期に実施したため，従来通りの時期のほうが派遣しやすい，という意見も多く見られた。

本研修コースへの優先順位については，ほとんどが１，３位に集中して順位がつけられており，ニーズの高さが伺える。

11）情報手段活用による教育的支援指導者講習会

派遣歴がある自治体は34，ない自治体は26だった。派遣しなかった理由としては，予算確保の難しさ13件，同種研修の実施７件，研修趣旨の教育委員会ニーズとの不一致３件，その他３件だった。派遣しなかったその他の理由としては，同種の他機関での研修への派遣や希望者不在等があった。

また，同種の研修を行っているかという問いに対しては，行っている自治体が18で，行っていない自治体35という結果になった。盲・聾・養護学校でのＩＴを活用した授業作り等を踏まえ，その重要性・継続の必要性を指摘する意見の他，自治体での同種の研修の実施について触れている意見もあった。

本研修コースへの優先順位については，12位としている自治体が13件で最も多く，１位～15位にまんべんなく順位がつけられている。

12）交流及び共同学習推進指導者講習会

派遣歴がある自治体は49，ない自治体は10だった。派遣しなかった理由としては，予算確保の難しさ８件，同種研修の実施１件，研修趣旨の教育委員会ニーズとの不一致１件，その他２件だった。

また，同種の研修を行っているかという問いに対しては，行っている自治体が８で，行っていない自治体47という結果であり，同種研修の実施自治体数は15コースの中で最も少なかった。

一方，本研修全体に対する意見としては，これからの特別支援教育において重要な研修であり，今後も継続的にお願いしたい等の意見の他，数々の実践事例を共有化できる場になればありがたい，具体的な教育課程編成の在り方等具体性のある内容にしてほしい，居住地校交流や共同学習の今後の方向性を示す具体的な研修をお願いしたい等の意見があった。

本研修コースへの優先順位については，11位としている自治体が12件で最も多く，１位～13位の間でまんべんなく順位がつけられている。

13）盲・聾・養護学校寄宿舎指導員指導者講習会

派遣歴がある自治体は45，ない自治体は15だった。派遣しなかった理由としては，予算確保の難しさ５件，同種研修の実施０件，研修趣旨の教育委員会ニーズとの不一致５件，その他５件だった。派遣しなかったその他の理由としては，複数の政令指定都市から寄宿舎のある養護学校がないことが挙げられていた。同様に，研修趣旨との不一致の件数が15コース中最大の５件であったことについてもほぼ同じ理由であると推察される。

また，同種の研修を行っているかという問いに対しては，行っている自治体が17で，行っていない自治体38という結果になった。一方，本研修全体に対する意見としては，寄宿舎指導員にとっては唯一の全国的規模の研修であり，今後も継続的にお願いしたい，本研修の還流研修については，寄宿者指導員に対して悉皆として講習会を実施している，等の意見の他，教育センターにて寄宿舎指導員研修講座を実施している，との意見もあった。

本研修コースへの優先順位については，15位としている自治体が14件で最も多く，その他については，ほぼ６位以降の部分に順位がつけられている。寄宿舎のない政令指定都市は15位につけているところが多い。

14）特別支援教育コーディネーター指導者養成研修

派遣歴がある自治体は54，ない自治体は５だった。派遣しなかった理由としては，予算確保の難しさ４件，同種研修の実施０件，研修趣旨の教育委員会ニーズとの不一致０件，その他１件だった。また，同種の研修を行っているかという問いに対しては，行っている自治体が35で，行っていない自治体20という結果になった。同種研修の実施数が最も多く，同時に派遣歴も最も多いのが本コースの特徴である。

一方，本研修全体に対する意見としては，まさに喫緊の課題であり，一層の充実を望む，県下でも研修の場を設定しているので非常に役に立っている，

といった肯定的な支持的な意見の他，基礎的な研修を終わって次の研修段階に入っていると思われるため，今後ステップアップ研修や指導的コーディネーターの養成研修が求められていると考える，ファシリテーション中心の研修ではなく，コーディネーターの校内での具体的な動きを指導する内容を多くしてほしい，等の内容についてより深く触れた意見も見られた。

本研修コースへの優先順位については，１～３位に順位が集中しており，４位以降に少し順位がつけられる形になっており，ニーズの高さが伺える。

15）特殊教育諸学校・特殊学級設置校等校長・教頭講習会（現在休止中）

派遣歴がある自治体は50，ない自治体は10だった。派遣しなかった理由としては，予算確保の難しさ７件，同種研修の実施１件，研修趣旨の教育委員会ニーズとの不一致０件，その他１件だった。

また，同種の研修を行っているかという問いに対しては，行っている自治体が25で，行っていない自治体30という結果になった。一方，本研修全体に対する意見としては，特別支援学校，特別支援教室の推進には，管理職のリーダーシップが不可欠であるため，次年度の開講が期待される，特別支援教育を推進する上で管理職のリーダーシップは欠かせないため，その中でも中心的な存在となる校長・教頭を対象とした研修は設けてほしい，等の実施を望む意見の他，校長会，教頭会研修でも特別支援教育・特殊教育に関する内容が積極的に取り入れられるようになってきているので派遣要請度はそう高くない，研修は，特殊学級設置校の校長，教頭の方が効果が大きいと思われる，等の意見も見られた。

本研修コースへの優先順位については，14位が最も多く17件となっている。全体として下位のほうに順位が集中している。

16）訪問教育研究協議会（現在休止中）

派遣歴がある自治体は38，ない自治体は21だった。派遣しなかった理由としては，予算確保の難しさ13件，同種研修の実施２件，研修趣旨の教育委員会ニーズとの不一致２件，その他２件だった。派遣しなかったその他の理由としては，政令指定都市からの「県の研修講座があるため」という回答や希望者不在があった。

また，同種の研修を行っているかという問いに対しては，行っている自治体が14で，行っていない自治体40という結果になった。一方，本研修全体に対する意見としては，訪問教育担当者の研修の場は少ないため，休止であることは残念である，毎年でなくてもよいから何年かに一度は開講してほしい，研修の機会が少ない訪問教育担当教員にとって貴重な研修の機会であり，再開を望む等の再開を望む意見に加え，医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍するケースもあり，その点を含めた研修があってもよいのではないか，等の具体的な研修内容に関する意見もあった。

本研修コースへの優先順位については，13位が最も多く15件となっている。全体として下位のほうに順位が集中している。

(3)　研修コースの事前学習としての講義配信受講についての調査

前述のとおり，本研究所では，今後，現在の短期研修を中心に，コースのカリキュラムの一部として，インターネットを利用した講義配信によって受講者の事前学習を行う計画を検討中である。そのことを踏まえて，以下の質問について回答を求めた。

１）事前学習の設定可能時間

研修予定教職員に対し，通常の勤務時間の中で，講義配信による事前学習として，のべ何時間程度，設定することが可能と考えるか，該当する数字の記入を求めた。その結果は表５のとおりである。

「研修予定教職員は来所前であるので」，通常勤務の中で事前学習をすることになる。すなわち，職場の上司や同僚等の理解と協力を得ながら，職場のパソコンを用いて，概ね６時間未満の事前学習が可能であろう，と教育委員会の特別支援教育担当課長としては捉えていることになる。

表５　講義配信による事前学習の設定可能時間

設定可能時間	回答自治体数
３時間以上６時間未満	30
６時間以上９時間未満	22
９時間以上12時間未満	7
12時間以上15時間未満	0
15時間以上	0

２）講義配信に適したコンテンツの所要時間

次に，事前学習として講義配信を利用する場合の１コンテンツに要する時間として，どれくらいの長さが適当だと考えるか，該当する数字の記入を求めた。また，その他を記入した場合には時間数も記入してもらうようにした（今回は該当回答無し）。結果は表６のとおりである。

インターネットでの講義コンテンツの所要時間として，概ね１時間以内のコンテンツが適切である，との回答が多かった。

表６　講義配信に適したコンテンツの所要時間

コンテンツ所要時間	回答自治体数
15分以内	5
15分より30分以内	15
30分より60分以内	35
60分より90分以内	3
90分より180分以内	0
その他	0

(4)　調査２に関する総括

各研修コースの派遣状況，同じ趣旨で行われる研修の実施状況，各研修コースのニーズなどを関連付けて全体を考察する。

本研究所への派遣状況について，研修コース全体を通して見ると，派遣する自治体が最も少ない研修コースは長期研修で26の自治体に留まっている。一方，派遣歴のある自治体が最も多い研修コースは，特別支援教育コーディネーター指導者研修で50の自治体が派遣している。短期研修では，派遣歴のある自治体が32の研修コースから49の研修コースまであり，また，各種講習会等では，派遣歴のある自治体が24の研修コースから54の研修コースまでとなっている。長期研修については，予算がないことを理由とする自治体が23あり，各研修コースの中でも際だって多い。派遣歴のある自治体が多い研修コースは，研修期間が比較的短期間であるものや，夏季休業期間の実施される各種講習会に多く，ＬＤ，ＡＤＨＤ，高機能自閉症指導者研修，特別支援教育コーディネーター指導者研修，交流及び共同学習推進指導者講習会，校長・教頭指導者講習会，で50前後の自治体が派遣している。これらは，喫緊の課題や政策的な課題であることで研修ニーズも高い研修コースであることなどを背景に，派遣が促されているものと思われる。一方，政策的な課題で，また，研修ニーズが高いコースでありながら派遣歴のある自治体が少ない研修コースが自閉症教育推進指導者研修だが，実施が開始され間もないことや求める資格要件が高いことなどがその理由と思われる。短期研修では，知的障害教育コース，情緒障害教育コースについて派遣歴のある自治体が多いが，対象の障害を担当する教員が多いことや自閉症や軽度発達障害に対する研修ニーズが高いことがその背景となっていると思われる。

また，同じ趣旨で行われる研修の実施状況については，実施している自治体の多い研修は，「特別支援教育コーディネーター」で35の自治体，「校長・教頭」で25の自治体となっているが，本研究所への派遣歴のある自治体も多い研修となっている。障害種別に対応した研修では，同種の研修の実施している自治体の多い研修は「ＬＤ・ＡＤＨＤ・高機能自閉症」「情緒障害教育」「肢体不自由･病弱教育」「言語障害教育」となっている。

特別支援教育コーディネーターや発達障害に対応する研修課題については，各自治体で同種の研修を実施しつつ，本研究所への派遣も行っている状況が読み取れる。これらの研修は，政策的な課題，喫緊の課題に関わる研修であるが，例えば，本研究所では指導者を対象として実施し，その成果を各自治体での研修に活用するなど，本研究所で実施するものと各自治体で実施するものの役割や対象者や内容を一層明確にすることが必要となるだろう。

各自治体の派遣するための条件として，各研修コースへの研修ニーズとともに，各自治体の財政状

況や研修派遣のための代替教員の配置等の要因も少なくないことが考えられる。また，限られた予算の中での研修派遣枠が，各研修コースへのニーズと関連して配分されることなども考えられる。

次に，この調査では，本研究所で行う研修事業全体についての意見を自由記述で求めているが研修事業全般についての評価や期待・要望の他，各研修コースに対する次のような内容の意見が記述されている。

研修事業全体に対するものとしては，県の中核を担う教員の研修として本県研修の中で重要な位置を占めていることやこれまで数多くの教員が研修を積み，特別支援教育の推進役として活躍していること，研修の成果を受講者が現場ですぐに生かせるよう研修内容が工夫され，研修効果が高いこと，ネットワークの構築に役立つことなどを内容とする肯定的な評価がある一方で，時代に即応した研修を求めること，特別支援学校への移行に対応した研修を求めること，受講した教員が研修内容を県の全体のレベルアップにつながるような研修への工夫改善を求めることなどを内容とする研修事業改善への要望があった。

個々の研修コースへの意見は，実施時期や期間についての意見，対象者の拡大や資格要件の緩和を求める意見，e-learning等を活用した研修システムの構築を求める意見など今後の研修事業への期待や要望が多く見られた。

これらのことから，本研究所の企画にあたって次のような示唆を得ることできる。

①各自治体の財政状況などを踏まえ，派遣可能な人数や研修期間の総量を考慮した研修コースの設定や研修プログラムの編成を行うことが必要である。

②研修派遣に関わる代替教員の配置など各自治体の派遣に係る諸条件を踏まえた研修プログラムの編成を行うことが必要である。

③喫緊の課題，政策的教育課題に関わる研修ニーズが高いことから，これらのニーズに対して，本研究所の限られた資源状況の中で，的確に応えていくための方策を検討し，研修を企画することが必要である。

④各自治体では実施できない研修だけでなく，同種の研修を実施している上で更に本研究所への研修派遣を実施してことを踏まえ，本研究所の研修と自治体で行う研修の役割や内容の区分を明確にして研修を企画することが必要があること。

・e-learningなど，場所を選ばず研修可能な研修システムの構築を企画検討すること。

・来所型の研修の他，講義配信，e-learning等を活用した研修など研修方法も含め，研修の全体構造を整理したより体系的な研修事業を企画すること。

Ⅴ．まとめ

本調査は，特別支援教育を推進するための今後の教員研修に関わり，本研究所が行うべき研修事業の役割と研修の企画立案の在り方について，特に都道府教育委員会等の関係を視点に検討するための資料の収集を目的として行ったものである。

この調査を通して，本研究所が各都道府県における取組を支援していくためには，国と地方の役割分担を踏まえた支援が必要であること，また，研究所の研修事業の不断の見直しの中で，各都道府県の研修の実施状況，ニーズを把握し，必要となる支援を十分に検討することが重要となっていること，そのような中にあって，今回実施した調査の結果について，研修事業の改善を進めていくための貴重な資料としていくことができた。こうした取り組みが，各都道府県にとっても真に必要かつ効果的な支援が行えるものと考えている。

引用文献

1) 中央教育審議会：「今後の特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」，2005.
2) 国立特殊教育総合研究所：第２期中期計画，2006.
3) 学校教育法の一部改正に係る衆議院文部科学委員会の附帯決議，2006.
4) 教育公務員特例法
5) 全国連合小学校長会：平成17年度研究紀要，2006.
6) 全国特殊学級設置校長協会：平成17年度研究紀要

特殊学級経営研究，2006.
7) 全国特殊学校長会：平成17年度研究集録，2006.
8) 全国特殊学校長会：平成16年度研究収録，2005.
9) 全国特殊教育センター協議会：事情聴取集録，全国特殊教育センター協議会編，2005,

（受稿年月日：平成18年10月２日）

資料１　調査票１

特別支援教育関係教職員に係る研修の実施状況に関する調査

都道府県・指定都市名	記入者・職氏名

※下記への記入又は、一覧表等の送付をお願いします。

１．特別支援教育関係教職員に係る研修の実施状況等に関する調査（平成17年度）

①特別支援教育に関する主催研修（所管の教育センター主催の研修を含む。）

名称	対象者	人数	期間	趣旨・内容

②主催する経年研修等で特別支援教育に関する内容を取り入れているもの（所管の教育センター主催の研修を含む。）

名称	対象者	人数	特別支援教育に関する内容・時間数

③特別支援教育に関する派遣研修

名称（派遣先）	対象者	人数	期間	趣旨・内容

資料２

平成18年度独立行政法人国立特殊教育総合研究所研修計画一覧

名称			期間	募集人員	目的
長期研修 **(特殊教育指導者養成研修)**			平成18年4月11日(火) ～ 平成19年3月16日(金)	**35名**	障害のある幼児児童生徒の教育に関し指導的立場に立つ教職員に対し、専門的知識及び技術を深めさせるなど必要な研修を行い、その識見を高め、指導者としての資質の一層の向上を図る。
短期研修(特殊教育中堅教員養成研修)	第一期	視覚障害教育コース	平成18年4月17日(月) ～ 平成18年6月21日(水)	**100名**	障害のある幼児児童生徒の教育を担当する教職員に対し、専門的知識及び技術を深めさせるなど必要な研修を行い、その指導力の一層の向上を図り、今後の各都道府県等における指導者としての資質を高める。
		聴覚障害教育コース			
		言語障害教育コース			
		情緒障害教育コース			
	第二期	肢体不自由・病弱教育コース	平成19年1月10日(水) ～ 平成19年3月14日(水)	**100名**	
		知的障害教育コース			
政策課題の推進を図るための指導者研修				**180名**	
	特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会		平成18年9月11日(月) ～ 平成18年9月13日(水)	(60名)	各都道府県及び政令指定都市において、特別支援教育コーディネーターの養成に関して指導的立場にある教職員による研究協議等を通じ、各地域における特別支援教育の推進と特別支援教育コーディネーターの養成・活動に係る諸課題の解決を図る。
	交流及び共同学習推進指導者研修		平成18年10月11日(水) ～ 平成18年10月12日(木)	(120名)	各都道府県及び政令指定都市における交流及び共同学習を推進する立場にある者を対象に、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習を進め、相互理解を促進するための考え方や具体的な方策について、講義、研究協議等を行い、交流及び共同学習と障害の理解推進に資する。
教育現場の喫緊の課題の解決を図るための指導者研修				**120名**	
	自閉症教育推進指導者研修		平成18年10月16日(月) ～ 平成18年10月27日(金)	(60名)	各都道府県及び政令指定都市において自閉症教育推進の指導的立場にある者に対して、専門的知識及び技能を高め、各学校に在学する自閉症のある子どもに対する指導力の向上を図る。
	LD・ADHD・高機能自閉症指導者研修		平成18年11月6日(月) ～ 平成18年12月1日(金)	(60名)	各都道府県及び政令指定都市におけるLD・ADHD・高機能自閉症(以下「LD等」という。)の子どもに対する指導・支援について指導的立場にある者を対象に、専門的知識及び技能を高め、各地方公共団体の指導・支援の向上・改善を図る。
教職員の指導力の向上を図るための指導者研修				**160名**	
	盲・聾・養護学校寄宿舎指導員指導者講習会		平成18年7月26日(水) ～ 平成18年7月27日(木)	(100名)	盲学校、聾学校及び養護学校の寄宿舎における幼児児童生徒の生活指導等に関する講義、研究協議等を行い、指導的立場にある寄宿舎指導員等の専門性の向上並びに寄宿舎における指導等の充実を図る。
	情報手段活用による教育的支援指導者研修		平成18年9月25日(月) ～ 平成18年10月6日(金)	(60名)	障害のある子どもの情報教育を担当する教職員で各都道府県及び政令指定都市において指導的立場にある者に対して、情報手段活用による教育的支援(アシスティブ・テクノロジー)等の専門的知識及び技能を高め、その指導力の向上を図る。

備考 1　実施に当たっては、上記内容を一部変更することがある。
2 「特殊教育諸学校・特殊学級設置校等校長・教頭講習会」及び「訪問教育研究協議会」については、平成18年度は休止する。

資料３　調査票２

特別支援教育関係教職員に係る研修の実施状況に関する調査

都道府県・指定都市名	記入者・職氏名

2．国立特殊教育総合研究所の主催する研修事業に関する調査（平成17年度）

（1）各研修コース等に関する調査

下記の1）、3）～16）の各研修については、次の内容についてお答えください。①過去5年間で派遣したことがあるか否か、②派遣しなかった場合の理由（複数回答可）、③貴教育委員会等で同種の研修を行っているか、④ご意見等をご記入ください。①、②、③については、下記の該当する数字を（　）内にご記入ください。また、2）については、①短期研修の実施期間について適切かどうか、②短期研修の研修内容としてどのようなものを望むのか（複数回答可）、該当する数字をご記入ください。17）については、今後、派遣する場合の優先順位について第1位～第15位までを（ ）内にご記入ください。

①過去5年間で派遣したことがあるかか否か　1－派遣したことがある、2－派遣したことはない

②派遣しなかった場合の理由　1－予算確保が難しいから、2－同種の研修を実施しているから、3－研修の趣旨が貴教育委員会のニーズに応えるものではないから、4－その他　（複数回答可）

③貴教育委員会で同種の研修を行っているか　1－行っている、2－行っていない

1）長期研修

①過去の派遣歴　（　）　1－ある、2－ない

②派遣しなかった理由　（　）　予算確保　（　）　同種の研修　（　）　研修趣旨
（該当欄に「1」を記入してください。）　（　）　その他（下欄に内容を書いてください。）

③同種の研修の有無　（　）　1－行っている、2－行っていない

④ご意見等

2）短期研修・全体

①研修期間について　（　）　1－適切である、2－長すぎる、3－短すぎる

②研修内容に望むこと　（　）　専門的な知識・技能の向上
（該当欄に「1」を記入してください。）　（　）　リーダーとしての素養の涵養
（　）　国の政策や最新の研究動向に関する知識
（　）　研究者としての基礎的な素養
（　）　その他（下欄に内容を書いてください。）

3）短期研修・視覚障害教育コース

①過去の派遣歴　（　）　1－ある、2－ない

②派遣しなかった理由　（　）　予算確保　（　）　同種の研修　（　）　研修趣旨
（該当欄に「1」を記入してください。）　（　）　その他（下欄に内容を書いてください。）

③同種の研修の有無　（　）　1－行っている、2－行っていない

④ご意見等

4）短期研修・聴覚障害教育コース

①過去の派遣歴　（　）　1－ある、2－ない

②派遣しなかった理由　（　）　予算確保　（　）　同種の研修　（　）　研修趣旨
（該当欄に「1」を記入してください。）　（　）　その他（下欄に内容を書いてください。）

③同種の研修の有無　（　）　1－行っている、2－行っていない

④ご意見等

5）短期研修・知的障害教育コース

①過去の派遣歴　（　）　1－ある、2－ない

②派遣しなかった理由　（　）　予算確保　（　）　同種の研修　（　）　研修趣旨
（該当欄に「1」を記入してください。）　（　）　その他（下欄に内容を書いてください。）

③同種の研修の有無　（　）　1－行っている、2－行っていない

④ご意見等

6）短期研修・肢体不自由・病弱教育コース

①過去の派遣歴　（　）　1－ある、2－ない

②派遣しなかった理由　（　）　予算確保　（　）　同種の研修　（　）　研修趣旨
（該当欄に「1」を記入してください。）　（　）　その他（下欄に内容を書いてください。）

③同種の研修の有無　（　）　1－行っている、2－行っていない

④ご意見等

7）短期研修・言語障害教育コース

①過去の派遣歴　（　）　1－ある、2－ない

②派遣しなかった理由　（　）　予算確保　（　）　同種の研修　（　）　研修趣旨
（該当欄に「1」を記入してください。）　（　）　その他（下欄に内容を書いてください。）

③同種の研修の有無　（　）　1－行っている、2－行っていない

④ご意見等

8）短期研修・情緒障害教育コース

①過去の派遣歴　（　）　1－ある、2－ない

②派遣しなかった理由　（　）　予算確保　（　）　同種の研修　（　）　研修趣旨

（該当欄に「1」を記入してください。）　（　）　その他（下欄に内容を書いてください。）

③同種の研修の有無　（　）　1－行っている、2－行っていない

④ご意見等

9）自閉症教育推進指導者講習会

①過去の派遣歴　（　）　1－ある、2－ない

②派遣しなかった理由　（　）　予算確保　（　）　同種の研修　（　）　研修趣旨

（該当欄に「1」を記入してください。）　（　）　その他（下欄に内容を書いてください。）

③同種の研修の有無　（　）　1－行っている、2－行っていない

④ご意見等

10）LD・ADHD・高機能自閉症指導者研修

①過去の派遣歴　（　）　1－ある、2－ない

②派遣しなかった理由　（　）　予算確保　（　）　同種の研修　（　）　研修趣旨

（該当欄に「1」を記入してください。）　（　）　その他（下欄に内容を書いてください。）

③同種の研修の有無　（　）　1－行っている、2－行っていない

④ご意見等

11）情報手段活用による教育的支援指導者講習会

①過去の派遣歴　（　）　1－ある、2－ない

②派遣しなかった理由　（　）　予算確保　（　）　同種の研修　（　）　研修趣旨

（該当欄に「1」を記入してください。）　（　）　その他（下欄に内容を書いてください。）

③同種の研修の有無　（　）　1－行っている、2－行っていない

④ご意見等

12）交流及び共同学習推進指導者講習会

①過去の派遣歴　（　）　1－ある、2－ない

②派遣しなかった理由　（　）　予算確保　（　）　同種の研修　（　）　研修趣旨

（該当欄に「1」を記入してください。）　（　）　その他（下欄に内容を書いてください。）

③同種の研修の有無　（　）　1－行っている、2－行っていない

④ご意見等

13）盲・聾・養護学校寄宿舎指導員指導者講習会

①過去の派遣歴　（　）　1－ある、2－ない

②派遣しなかった理由　（　）　予算確保　（　）　同種の研修　（　）　研修趣旨

（該当欄に「1」を記入してください。）　（　）　その他（下欄に内容を書いてください。）

③同種の研修の有無　（　）　1－行っている、2－行っていない

④ご意見等

14）特別支援教育コーディネーター指導者養成研修

①過去の派遣歴　（　）　1－ある、2－ない

②派遣しなかった理由　（　）　予算確保　（　）　同種の研修　（　）　研修趣旨

（該当欄に「1」を記入してください。）　（　）　その他（下欄に内容を書いてください。）

③同種の研修の有無　（　）　1－行っている、2－行っていない

④ご意見等

15）特殊教育諸学校・特殊学級設置校等校長・教頭講習会（現在休止中）

①過去の派遣歴　（　）　1－ある、2－ない

②派遣しなかった理由　（　）　予算確保　（　）　同種の研修　（　）　研修趣旨

（該当欄に「1」を記入してください。）　（　）　その他（下欄に内容を書いてください。）

③同種の研修の有無　（　）　1－行っている、2－行っていない

④ご意見等

16）訪問教育研究協議会（現在休止中）

①過去の派遣歴　（　）　1－ある、2－ない

②派遣しなかった理由　（　　）予算確保　（　　）同種の研修　（　　）研修趣旨
（該当欄に「1」を記入してください。）　（　　）その他（下欄に内容を書いてください。）

③同種の研修の有無　（　　）1－行っている、2－行っていない

④ご意見等

17）本研究所の行っている研修の重要性について、貴教育委員会にとって、重要度の高いと思われる順に、順位（第1位～第15位）を（　）内にご記入ください。（名称は18年度実施の名称としています。）

①長期研修	（　　）	位
②短期研修・視覚障害教育コース	（　　）	位
③短期研修・聴覚障害教育コース	（　　）	位
④短期研修・知的障害教育コース	（　　）	位
⑤短期研修・肢体不自由・病弱教育コース	（　　）	位
⑥短期研修・言語障害教育コース	（　　）	位
⑦短期研修・情緒障害教育コース	（　　）	位
⑧自閉症教育推進指導者講習会	（　　）	位
⑨LD・ADHD・高機能自閉症指導者研修	（　　）	位
⑩情報手段活用による教育的支援指導者講習会	（　　）	位
⑪交流及び共同学習推進指導者講習会	（　　）	位
⑫盲・聾・養護学校寄宿舎指導員指導者講習会	（　　）	位
⑬特別支援教育コーディネーター指導者養成研修	（　　）	位
⑭特殊教育諸学校・特殊学級設置校等校長・教頭講習会（現在休止中）	（　　）	位
⑮訪問教育研究協議会（現在休止中）	（　　）	位

（2）研修コースの事前学習としての講義配信受講についての調査

本研究所では、障害のある児童・生徒等の教育に携わる教員の資質向上を図ることを目的として、インターネットによる講義配信を実施しています。また、今後、現在の短期研修を中心に、コースのカリキュラムの一部として、講義配信によって受講者の事前学習を行う計画を検討中です。つきましては次の質問にお答えください。

1）事前学習の設定可能時間

研修予定教職員に対し、通常の勤務時間の中で、講義配信による事前学習として、のべ何時間程度、設定することが可能だと考えますか？該当する数字を（　）内にご記入ください。

（　　）　1- 3時間未満、2- 3時間以上6時間未満、3- 6時間以上9時間未満、
4- 9時間以上12時間未満、5- 12時間以上15時間未満、6- 15時間以上

2）講義配信に適したコンテンツの所要時間

事前学習として講義配信を利用する場合、1コンテンツに要する時間としては、どれくらいの長さが適当だと考えますか？該当する数字を（　）内にご記入ください。「6」を記入した場合には時間数も記入してください。

（　　）　1- 15分以内、2- 30分以内、3- 1時間以内、4- 1時間半以内、5- 3時間以内
6- その他（　　時間）

（3）その他

その他、本研究所の研修事業について、ご意見ご要望等ございましたら、お聞かせください。

Actual Status and Needs of In-Service Training for Implementation of Special Support Education in Japan: Contribution to Improvement of In-Service Training at the National Institute of Special Education

TOKUNAGA Akio*, WATANABE Masahiro*, MATSUMURA Kanyu*,
OOTA Hirotsugu*, NAKAMURA Hitoshi*, TOZAWA Kazuo** and SAITO Mitsuo**

(*Department of Teacher Training and Information)
(**Section of Information and In-Service Training)

Abstract: This article describes the results of a survey of the actual status and needs of In-Service training, for the improvement of In-Service training at the National Institute of Special Education (NISE), and discussed the direction of In-Service training for the implementation of special support education in Japan.

The results of the survey indicated that NISE should contribute to the implementation of special support education, as a National Center, by supplying In-Service training based on the actual status and needs of local governments.

Key Words: Teacher Training, Special Support Education, Special Education, Investive research, Planning of In-Service training, National Institute of Special Education